

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

京丹後市長 中山 泰

市町村名 (市町村コード)	京丹後市 (262129)	
地域名 (地域内農業集落名)	峰山町丹波地区 (丹波集落、矢田集落、橋木集落、石丸集落、赤坂集落) (矢田団地、橋木団地)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月14日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・水田では水稻を中心に栽培している。国営開発農地では、加工契約野菜、施設野菜等を栽培している。
- ・丹波集落では認定農業法人への集約化が進み、他集落では他地区からの入作者も含め地域の中規模農家により農地が維持されているが、中山間地では面的集積が困難。
- ・全体的に担い手の高齢化と後継者不足により、遊休農地の増加が懸念される。
- ・国営開発農地では新規就農者をはじめとして効率的な農地利用と土地利用型作物の生産が行われている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田では水稻栽培を中心に、JAや丹後農業改良普及センター等と連携し、収量増や生産コスト低減を図ると同時に、段階的に特別栽培米や有機米へ切り替え団地化と需要に応じた高価格化を目指す。
- ・また、集落営農など地域としてまとまりのある水稻生産を行い、ブランド化を図って米価低迷に対応する。
- ・国営開発農地では、施設野菜の安定生産を行い所得向上を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	110.55 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	93.47 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	2.70 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

基本的に農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、更に水田においては水系上流の農地も耕作状況の如何を問わず保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
連坦化された平場を中心に集約を進めつつ、農業委員会による利用状況や意向調査等に基づき、認定農業者だけでなく現状耕作を行っている中核的な担い手を中心に農地の集積を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を踏まえた上で、農地中間管理機構を活用し、長期にわたって集約化した農地の貸借を行うことで担い手の安定経営につなげていく。農地管理が十分に行うことができなくなった場合は、担い手と関係機関が協議して解決に取り組む。
(3)基盤整備事業への取組方針
地区内の地権者、担い手等と十分調整のうえ、将来的に農地の大区画化を検討する。 国営団地では平成初期の造成から概ね30年が以上経過し、揚水機が老朽化しているため、将来的に安定した農業生産を行うため設備の更新も検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域を代表する農業法人をはじめ、他集落からの入作者も重要な担い手として、地域ぐるみで耕作者が営農継続しやすい体制を整え、関係機関と連携し、相談から定着まで切れ目なく経営体の確保・育成に取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻では作業の省力化が期待できる集団ヘリ防除作業や地域内の大規模法人への水稻乾燥調整作業委託等のサービスも活用しながら、特に近年猛暑化する夏場の重労働の回避、設備投資・更新の負担軽減を行い、水稻作の継続を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①集落による鳥獣害防護柵等の設置を進め、担い手が営農しやすい環境を整える。
- ②市の有機農業認証制度や有機JASの取得を目指し、段階的に取り組んでいく。
- ③共同利用により設備投資負担を最小限に抑えながら最新技術を積極的に導入し低コスト化を目指す。
- ⑦多面的機能支払交付金を活用し、農地、水路、農道等の地域資源の保全・管理を進める。
- ⑦中山間地域においては、中山間地域直接支払制度を活用し、農用地等の地域資源の保全・管理を進める。
- ⑧井堰や用水路の点検、修繕を行い利用の継続を図るとともに、老朽化した井堰、揚水機場、ため池、農道等の長寿命化等対策を進める。
- ⑩中山間地では規模拡大を目指さず、現在の農地の維持を目標に耕作を行い後継者探しを行う。